平成２４年（フ）第２８号
高知県室戸市元甲147番地
債務者　井本　勇司
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２４年（フ）第９４号
福岡県宮若市原田1666番地
債務者　佐村耕一郎
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第９５号
福岡県宮若市磯光1888番地195、前住所福岡県田川郡香春町大字中津原2176番地
債務者　中村　　学
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第９６号
福岡県宮若市磯光1888番地195
債務者　上原　由子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第９９号
福岡県直方市大字山部863番地１
債務者　西尾真由美（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第２７３号
福岡県久留米市田主丸町秋成612番地６
債務者　倉富　寛剛
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２９２号
福岡県久留米市城島町浮島432番地
債務者　坂井　泰子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第６２０号
福岡県遠賀郡岡垣町東山田１丁目１番14―605号サンシャインビル
債務者　志岐　広子（旧姓吉水）
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７８２号
北九州市八幡東区日の出３丁目21番１―303号
債務者　山﨑　利沙
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１７１号
佐賀県佐賀市天神２丁目５番18―1104号
債務者　古賀　正枝
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８５号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田3003番地
債務者　大隈　誠司
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４９号
佐賀県三養基郡上峰町大字堤1923番地２　ＲＣ―114
債務者　佐々木一雄
1　決定年月日時　平成24年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６１号
佐賀市長瀬町７番10号
債務者　平川　　了
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６８号
佐賀県小城市小城町241番地
債務者　坂井　辰也
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９４号
佐賀県小城市小城町畑田2664番地１
債務者　眞﨑　甚彌
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９９号
佐賀市久保泉町大字川久保1526番地２
債務者　犬山　　壽
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３００号
佐賀市久保泉町大字川久保1526番地２
債務者　犬山　洋子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５１８号
熊本市北区清水新地５丁目９番２―321号
債務者　上田　明美
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係